

令和2年度事業報告

I 関係法規の制定／改正及び行政施策の動向と本会の対応

1 食品表示基準について

1) 食品表示基準の制定や改正の経緯

食品衛生法、JAS法及び健康増進法（栄養表示）の各法に含まれていた食品表示関係事項が食品表示法として一元化され、これに基づき新たに食品表示基準が平成27年4月に制定された。

食品表示基準制定後も、

- ・原料原産地表示に関する改正（令和4年3月末まで経過措置期間）
- ・遺伝子組換え食品表示に関する改正（令和5年4月に施行）
- ・食品添加物に関する改正（令和4年3月末まで経過措置期間）

が実施された。

本会は、これらの制定及び改正について、食品表示ラベルの改版を実施する必要がある事業者の立場で、本会の各種委員会の意見等を踏まえて、消費者庁等へ事業者の対応上の問題点等の説明や、意見具申を行うとともに、パブリックコメントとして果実飲料業界としての意見を表明してきた。

改正項目	改正方向検討のための検討会とりまとめ等	食品表示基準の制定又は改正	経過措置期間	本会パブリックコメント
食品表示基準一元化 （三法の一元化、 栄養成分表示義務化、 機能性表示制度の創設等）	平成24年8月 検討会報告 平成25年6月 食品表示法公布	平成27年4月 食品表示法施行 食品表示基準制定	経過措置期間（令和2年3月末）終了	提出
原料原産地表示	平成28年11月 検討会報告	平成29年9月改正	令和4年3月末	提出
遺伝子組換え食品表示	平成30年3月 検討会報告	改正告示は平成31年4月だが施行は令和5年4月1日		
食品添加物表示	令和2年3月 検討会報告	令和2年7月改正	令和4年3月末	

2)原料原産地表示への対応

経過措置期間は、後1年となっており、原料果汁についての今後の見込みを踏まえて、表示の方法の選択（国別表示、又は表示、大括り表示、製造地表示）を、各表示のメリット、デメリットを精査の上で、各事業者で検討いただく必要がある。

本会は、原料原産地表示に関する表示相談に対応した。

3)遺伝子組換え食品表示への対応

改正内容は、「遺伝子組換えでない」との表示をする場合の厳格化である。従前は5%以下の遺伝子組換え食品の混入があったとしても「遺伝子組換えでない」と表示できたものを、「遺伝子組換え不検出」の場合のみに「遺伝子組換えでない」と表示できると改正された。

この改正のためには、「遺伝子組換え不検出」と判断するための分析法の開発に相当の期間が必要であり、また、現在の制度では遺伝子組換えが5%以下の混入で「遺伝子組換えでない」と表示できることから、新旧の「遺伝子組換えでない」との表示の意味が異なってしまうので、他の改正のように、施行後に経過措置期間をとるのではなく、施行そのものを令和5年4月1日付けとすることとされた。

なお、現在の遺伝子組換え食品表示の対象農産物は8品目（パパイヤも含む）、それを原材料とする表示対象加工食品は33品目（パパイヤを主な原材料とするものも含む）であり、この遺伝子組換え食品表示の対象に変化はない。

4)食品添加物表示への対応

食品添加物表示制度に関する検討会が平成31年4月から開催され、令和2年3月に検討会報告書が取りまとめられた。また、検討会報告を踏まえ、「人工」及び「合成」を冠した食品添加物の用途名（甘味料、着色料及び保存料）及び一括名（香料）について、「人工」及び「合成」の用語を削除する旨の食品表示基準の改正が令和2年7月に告示（経過措置期間は令和4年3月末）された。

本会はこれらのことについて果汁協会報で情報提供を行った。

なお、添加物不使用の表示について、表示禁止事項に該当するか否かのメルクマールを示すガイドライン策定のための検討会が本年3月から開催されている。

5)食品表示の相談対応

本会事務局本部が受けた表示相談件数は、平成28年度が1,057件であり、29年度は949件、30年度は1,263件、令和元年度は1,193件で、令和2年度はコロナ禍にも関わらず通常年と同程度の1,120件であった。

本会は、これらの相談に対応した。

2 JASについて

JAS法では、各JASを5年以内ごとに見直していくこととなっている。果実飲料に関するJASである「果実飲料の日本農林規格」、「りんごストレートピュアジュースの日本農林規格」の直近の見直しは平成29年10月になされており、次回見直しの期限は令和4年10月となる。

前回までの見直しは、(独)農林水産消費安全技術センターが主導で、本会他が協力してなされてきたが、JAS法改正後は、業界団体等が主体となってJAS見直しを行っていくこととされた。

このため、果実飲料のJASの改正内容の意向について、令和3年1月にJAS認証事業者の担当者及び本会の技術委員会委員に、3月には、本会のりんご搾汁委員会、かんきつ搾汁委員会及び輸入果汁委員会にアンケート調査を実施し、今回の見直しの検討を開始した。

3 貿易協定について

平成30年12月にTPP、平成31年2月に日EU・EPA、令和2年1月に日米貿易協定が発効したことに引き続き、令和2年度では、令和3年1月に日英EPAが発効した。また、令和2年11月には中国を含む「地域的な包括的経済連携(RCEP)協定」が署名された。

日英EPA、RCEP協定について、果汁協会報により会員に情報提供を行った。

4 農薬の残留基準値等の累次一部改正と周知

「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年厚生労働省告示第370号)に規定する農薬等の残留基準値が累次一部改正され、果汁協会報にその改正内容を掲載し、会員等に周知を図った。

5 その他関連法規等の周知

前記以外にも、以下の事項を果汁協会報に掲載し会員等に周知を図った。

- ・令和元年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果の概要(厚生労働省)
- ・令和2年度輸入食品等モニタリング計画(厚生労働省)
- ・令和元年度食料・農業・農村白書(農林水産省)
- ・果樹農業振興基本方針(農林水産省)
- ・飲料容器の識別表示に関する改正(経済産業省)
- ・製造所固有記号の更新手続きに関するお知らせ(消費者庁)
- ・食品表示法に基づく食品の自主回収の届出について(消費者庁)

Ⅱ 果汁及び果実飲料を巡る動き

1 輸入果汁の動向

1) 概況

我が国は、国内で消費される果汁の大半を輸入に依存している。この果汁の輸入動向について財務省通関統計でみると、

(1) 輸入果汁全体について

○令和2年(暦年)の各種果汁の合計輸入量(濃縮度を問わず。ただし、その多くが濃縮果汁)は、21万498klで、輸入量の最も多かった平成17年に比べて25%減、令和元年に比べて3%減で、ここ5カ年では3番目と平均的な輸入量であった。

○令和2年の各種果汁の合計輸入額は565億円で、平成17年に比べ2%増、令和元年に比べて10%減であった。

○令和2年の各種果汁の合計輸入単価(CIF)は、平成17年に比べて36%高、令和元年に比べて8%安の268円/lであった。

○令和2年の果汁の輸入先国は、

・輸入量では、①ブラジル4.31万kl(果汁輸入量全体の20.5%)、②中国3.85万kl(同18.3%)、③アルゼンチン2.01万kl(同9.6%)、④イスラエル1.51万kl(同7.2%)、⑤イタリア1.18万kl(同5.6%)、⑥アメリカ1.06万kl(同5.0%)であった。

・令和元年に比べて令和2年の輸入量は、ブラジルから9%増、中国から3%減であったことから、ブラジルが2年ぶりに最大輸入国となった。アルゼンチンは4%増、イスラエルは10%減、イタリアは12%減で、令和元年で5番目に輸入量が多かったアメリカは23%減であったことから、令和元年に6位であったイタリアが5位となりアメリカは6位となった。

・輸入額では、①ブラジル114億円(輸入額全体の20.2%)、②中国66億円(同11.7%)、③イスラエル56億円(同10.0%)、④アルゼンチン49億円(同8.7%)、⑤米国43億円(同7.7%)、⑥イタリア37億円(同6.5%)であった。

(2) 果汁の品目別の状況について

○令和2年に輸入された果汁を品目別にみると、

・輸入量の多い順は、①オレンジ果汁6.16万kl(輸入果汁全体の29%)、②りんご果汁5.61万kl(同27%)、③ぶどう果汁3.09万kl(同15%)、④レモン果汁1.88万kl(同9%)、⑤グレープフルーツ果汁1.23万kl(同6%)、⑥パインアップル果汁0.91万kl(同4%)となった。令和元年に比べて、オレンジ果汁が増加し、りんご果汁が減少したため、輸入量ではオレンジ果汁がりんご果汁を2年ぶりに上回った。

・輸入額の多い順は、①オレンジ果汁159億円(輸入果汁全体の28%)、②りんご果汁104億円(同18%)、③ぶどう果汁86億円(同15%)、④レモン果汁69億円(同12%)、⑤グレープ

フルーツ果汁 52 億円(同 9%)、⑥パインアップル果汁 19 億円(同 3%)となった。令和元年に比べて、オレンジ果汁の輸入額は減少したものの、果汁の品目別の輸入額で引き続きオレンジ果汁が最も多かった。

○品目別輸入量の令和元年から令和 2 年への増減は、

(ア)増加した品目(オレンジ果汁、レモン果汁、パインアップル果汁)

- ・オレンジ果汁は、輸入量で 8%増加し、輸入額で 6%減少した。輸入量では、平成 27 年(6.27 万kl)→28 年(6.69 万kl)→29 年(5.65 万kl)→30 年(7.89 万kl)→令和元年(5.71 万kl)→2 年(6.16 万kl)であった。輸入量が少なかった令和元年に比べて令和 2 年はやや輸入量を戻したものの、近年で輸入量の多かった平成 30 年に比べると少ないものとなっている。
- ・レモン果汁は、輸入量で 4%、輸入額で 1%増加した。輸入量では、平成 27 年(1.25 万kl)→28 年(1.33 万kl)→29 年(1.47 万kl)→30 年(1.61 万kl)→令和元年(1.81 万kl)→2 年(1.88 万kl)と輸入量を毎年増やしており、令和 2 年の輸入量はここ 10 年で最大であった。
- ・パインアップル果汁は、輸入量で 29%、輸入額で 52%増加した。輸入量は、平成 27 年(0.62 万kl)→28 年(0.48 万kl)→29 年(0.47 万kl)→30 年(0.75 万kl)→令和元年(0.71 万kl)→2 年(0.91 万kl)であった。輸入量の多かった平成 23 年の 0.94 万klに次いで多い輸入量であった。

(イ)減少した品目(りんご果汁、ぶどう果汁、グレープフルーツ果汁)

- ・りんご果汁は、輸入量で 11%、輸入額で 17%減少した。輸入量では、平成 27 年(5.95 万kl)→28 年(5.88 万kl)→29 年(6.09 万kl)→30 年(5.81 万kl)→令和元年(6.29 万kl)→2 年(5.61 万kl)で、ここ 10 年で最も輸入量が少なかった。
- ・ぶどう果汁は、輸入量で 13%、輸入額で 20%減少した。輸入量では、平成 27 年(2.69 万kl)→28 年(2.97 万kl)→29 年(3.26 万kl)→30 年(3.38 万kl)→令和元年(3.56 万kl)→令和 2 年(3.09 万kl)であった。近年は輸入量が増加していたものが、4 年前の水準に戻った。
- ・グレープフルーツ果汁は、輸入量で 8%、輸入額でも 15%減少した。輸入量は、平成 27 年(2.01 万kl)→28 年(1.83 万kl)→29 年(1.64 万kl)→30 年(1.60 万kl)→令和元年(1.34 万kl)→2 年(1.23 万kl)と毎年減少している。

我が国における各種果汁の輸入実績

年		オレンジ	りんご	ぶどう	パイナップル	グレープフルーツ	レモン	その他	計	
平成 17 年	輸入量 (kℓ)	88,621	84,526	29,282	10,904	31,866	12,866	22,845	280,910	
	輸入額 (百万円)	13,890	12,720	6,719	2,009	8,195	2,735	9,066	55,334	
	単 価 (円/ℓ)	157	150	229	184	257	213	397	197	
令和元年	輸入量 (kℓ)	57,124	62,926	35,578	7,052	13,405	18,050	22,785	216,919	
	輸入額 (百万円)	17,001	12,503	10,734	1,276	6,086	6,780	8,678	63,057	
	単 価 (円/ℓ)	298	199	302	181	454	376	381	291	
令和 2 年	輸入量 (kℓ)	61,556	56,092	30,890	9,118	12,273	18,842	21,727	210,498	
	輸入額 (百万円)	15,927	10,376	8,615	1,940	5,180	6,866	7,614	56,517	
	単 価 (円/ℓ)	259	185	279	213	422	364	350	268	
変化率	令和 2/ 平成 17	輸入量 (%)	69.5	66.4	105.5	83.6	38.5	146.4	95.1	74.9
		輸入額 (%)	114.7	81.6	128.2	96.6	63.2	251.0	84.0	102.1
		単 価 (%)	164.8	123.3	121.8	115.6	164.2	171.1	88.3	136.3
	令和 2/ 令和元	輸入量 (%)	107.8	89.1	86.8	129.3	91.6	104.4	95.4	97.0
		輸入額 (%)	93.7	83.0	80.3	152.1	85.1	101.3	87.7	89.6
		単 価 (%)	86.9	93.1	92.4	117.6	93.0	97.0	92.0	92.4

(出所)財務省「通関統計」

(3) 果汁の品目別の輸入先国

○オレンジ果汁

オレンジ果汁輸入の圧倒的シェアを占めるブラジルからは、平成 29 年(3.36 万kℓ、シェア 60%)→平成 30 年(5.38 万kℓ、同 68%)→令和元年(3.36 万kℓ、同 59%) →2 年(4.02 万kℓ、同 65%)と推移し、令和 2 年の輸入量は、少なかった令和元年よりは多かったが、平成 30 年に比べると相当に少ないものであった。その他の国では、メキシコ、スペインが令和元年と同程度で、イスラエルからの輸入は減少した。

○りんご果汁

りんご果汁の圧倒的シェアを占める中国からは、平成 30 年(3.56 万kℓ、シェア 61%)→令和元年(3.60 万kℓ、同 57%) →2 年(3.42 万kℓ、同 61%)と輸入量が減少したが、各国からの輸入全体量が 10%減少したことから中国のシェアは 6 割超となった。その他の国では、南アフリカからの輸入が令和元年に比べ倍増し、オーストラリア、チリ、ブラジルからは半減した。

○ぶどう果汁

アルゼンチンからの輸入量は平成 30 年(1.23 kℓ、シェア 36%)→令和元年(1.52 kℓ、同 43%) →2 年(1.37 kℓ、同 42%)と、輸入量が多かった令和元年に比べて減らしたが、ここ 5 カ年では、令和元年に次ぐ輸入量であり、シェア 4 割をキープした。第 2 位のチリからは微増したが、その他の主要輸入からの輸入量は減少した。

○グレープフルーツ果汁

輸入国第 1 位のイスラエルからの輸入量は令和元年に比べ 5%減少し、ここ 10 カ年で最も少ないものとなったが、シェア 4 割超はキープした。メキシコからは微増し 2 位をキープした。南アフリカからの輸入は 25%増加し令和元年の 5 位から 2 年は 3 位となったが、平成 30 年以前の同国のシェアは第 2 位で、令和元年が少なかったが 2 年に若干戻したものである。イタリ

ア及びアメリカからの輸入は減少した。

○レモン果汁

イタリアからの輸入量は、ここ10年間で最も多かった令和元年に比べると12%減少したが、ここ10年では3番目に多いものであるものであった。アルゼンチンからは令和元年に比べ63%増加とここ10年での同国からの最大の輸入量となり、イタリアと輸入量で拮抗し、輸入額ではイタリアを上回った。イスラエルは微減であり、シェア順位をアルゼンチンと入れ替り3位となった。

○パインアップル果汁

フィリピン、タイ、コスタリカの令和2年の輸入量は、それぞれ令和元年から大幅に増やし、これら主要国のシェア順位の変動はなかった。

我が国における各種輸入果汁の輸出国シェア

(単位：容量%、濃縮度を問わず)

輸出国	オレンジ		輸出国	りんご		輸出国	ぶどう	
	平成17年	令和2年		平成17年	令和2年		平成17年	令和2年
ブラジル	① 76.8	① 65.3	中国	① 57.1	① 60.9	アルゼンチン	④ 15.6	① 44.3
メキシコ	⑥ 1.9	② 11.4	オーストリア	② 13.2	② 5.6	チリ	③ 16.5	② 21.2
スペイン	⑤ 2.0	③ 7.7	南アフリカ	⑨ 2.1	③ 5.5	アメリカ	① 19.4	③ 18.9
イスラエル	⑨ 1.2	④ 7.2	チリ	③ 7.0	④ 5.4	スペイン	⑨ 3.0	④ 3.5
イタリア	④ 2.2	⑤ 2.4	ブラジル	④ 6.2	⑤ 2.9	オーストラリア	⑥ 6.4	⑤ 3.1
アメリカ	③ 5.2	⑥ 2.0	イタリア	⑰ 0.0	⑥ 2.9	オーストリア	⑩ 2.6	⑥ 2.9
タイ	⑭ 0.1	⑦ 1.2	ポーランド		⑦ 2.9	ブラジル	⑤ 8.9	⑦ 1.6
オーストラリア	② 5.3	⑧ 0.9	ハンガリー		⑧ 2.8	イタリア	⑦ 3.7	⑧ 1.3
輸出国	グレープフルーツ		輸出国	レモン		輸出国	パインアップル	
	平成17年	令和2年		平成17年	令和2年		平成17年	令和2年
イスラエル	① 39.1	① 43.1	イタリア	① 38.4	① 33.9	フィリピン	② 29.9	① 42.0
メキシコ	⑥ 2.8	② 15.6	アルゼンチン	③ 19.7	② 31.9	タイ	① 48.3	② 24.8
南アフリカ	④ 5.2	③ 12.8	イスラエル	② 23.9	③ 22.6	コスタリカ	④ 5.2	③ 20.5
イタリア	③ 8.4	④ 12.4	スペイン	⑥ 2.1	④ 4.2	インドネシア	③ 5.7	④ 5.3
アメリカ	② 31.7	⑤ 5.9	ブラジル	④ 8.9	⑤ 3.4	ブラジル		⑤ 1.9
スペイン	⑩ 0.7	⑥ 3.5	インド	⑦ 1.8	⑥ 2.4	スペイン		⑥ 1.5
オーストラリア	⑤ 4.6	⑦ 2.5	ベルギー		⑦ 0.7	トルコ		⑦ 1.0
トルコ		⑧ 1.3	メキシコ	⑫ 0.0	⑧ 0.5	オーストリア		⑧ 0.9

(出所)財務省「通関統計」から作成

2) 輸入果実飲料等の食品衛生法不適合事例

厚生労働省検疫所による令和2年(暦年)の輸入食品等の食品衛生法不適合事例は、全体で631件(平成27年797件、28年785件、29年791件、30年751件、令和元年799件)で、そのうちの果実飲料等に係る違反事例は、次の5件(平成27年9件、28年12件、29年4件、30年6件、令和元年4件)で、この5件の中には残留農薬に関する違反事例は無かった。

令和2年における輸入果実飲料等の食品衛生法不適合事例.

品名	不適合内容	生産国
その他の果汁入り飲料(JUJUBE JUICE(薄いタイプ))	使用基準不適合(ソルビン酸カリウム 使用(対象外使用))	中国
その他の果汁入り飲料(JUJUBE JUICE(濃いタイプ))	使用基準不適合(ソルビン酸カリウム 使用(対象外使用))	中国
果汁入り炭酸飲料	使用基準不適合(二酸化硫黄 0.12g/kg 検出)	デンマーク
原料用果汁: COCONUT WATER CONCENTRATE	成分規格不適合(大腸菌群 陽性)	フィリピン
果汁入り飲料(COCONUT WATER)	成分規格不適合(大腸菌群 陽性)	ベトナム

(出所)厚生労働省

2 国産果汁の動向

1) りんご

【生果の予想生産量】

令和2年産生果の全国生産量に関する農林水産省による公表は、令和3年5月下旬頃を待たなければならぬが、同省が令和2年に公表した令和2年産りんごの予想生産量は77万ト(令和元年産収穫量: 70万2千ト)としている。

令和2年産りんごの予想生産量

(単位: 万ト)

	平成28年産	平成29年産	平成30年産	令和元年産	令和2年産
予想生産量	81	81	81	80	77
生産量(実績)	76.5	73.5	75.6	70.2	

(出所) 農林水産省

農林水産省が令和3年2月に公表した「果樹をめぐる情勢」によれば、令和2年産のりんごは、8月の高温の影響等による日焼け果の発生や着色遅れ傾向が見られた産地もあったが、令和元年産のように台風等の被害を受けた産地もなかったこと等から、出荷は順調で出荷量、価格ともに平年並みの水準で推移している。

【果汁の在庫及び生産状況】

本会の調べによると、本会会員による令和2年産に係る果汁生産量(12月末時点)は、前年産比18%増の11,625トとなっている。

国産りんご果汁の生産状況（各年12月末時点）

年産	果汁（ト）		原料生果処理量 （ト）	原料生果価格 （円/kg）
	在庫量	生産量		
28年産	14,182	12,764	61,121	32
29年産	12,594	10,928	54,101	36
30年産	12,276	12,077	60,903	39
元年産 A	11,043	9,866	49,966	41
2年産 B	11,704	11,625	57,578	38
B/A（%）	106	118	115	94

（注）1. 各年産の「在庫量」には、前年産の持越し分を含む。

2. 「在庫量」及び「生産量」は、濃縮換算（混濁は1/4、透明は1/5）の合計である。

（出所）（一社）日本果汁協会調べ

2) うんしゅうみかん

【生果の予想生産量】

令和2年産生果の全国生産量に関する農林水産省による公表は、りんごの場合と同様、令和3年5月下旬頃を待たなければならないが、同省が令和2年に公表した令和2年産うんしゅうみかんの予想生産は78万ト（令和元年産生産量実績：74万7千ト）としている。

令和2年産うんしゅうみかんの予想生産量

（単位：万ト）

	平成28年産	平成29年産	平成30年産	令和元年産	令和2年産
予想生産量	89	87	84	78	78
生産量（実績）	80.5	74.1	77.4	74.7	

（出所）農林水産省

農林水産省が令和3年2月に公表した「果樹をめぐる情勢」によれば、令和2年産のうんしゅうみかんは、果実品質は良好で出荷量は平年並みの水準で推移している。価格については、極早生・早生みかんについては糖度・食味等の果実品質が良好であったこと等から12月までは高値傾向で推移したが、その影響により荷動きが鈍る場面があったこと等から、12月から1月の価格は平年を下回る水準で推移している。

【果汁の生産状況】

令和2年産生果の果汁向処理量について、日本園芸農業協同組合連合会の調べによれば、同連合会傘下の組合員において前年比29%減の32,984トであった。2年度産の果汁向処理量は、比較的にかかった元年度産のものに比べると減ったが、ここ5カ年の平均的なものであった。

国産うんしゅうみかん果汁の生産状況

(単位:ト、%)

	28年産	29年産	30年産	元年年産 A	2年年産 B	B/A
生果収穫量 C	805,100	741,300	773,700	746,700		—
果汁向処理量 D	30,696	36,209	25,517	46,502	32,984	71
D/C	3.8	4.9	3.3	6.2	—	

(出所) 日本園芸農業協同組合連合会

3 果汁製品の輸出状況

我が国からの果汁製品の輸出状況を通関統計からみると、次表のとおり、令和2年(暦年)全体で、輸出量は前年比57%増の11,692ト、輸出額は前年比26%増の4,215百万円と増加した。我が国の果汁輸出額は果汁輸入額の7.5%と、輸出より輸入が圧倒的に多いものの、近年は果汁の輸出量、輸出額とも毎年増加している。

各種果汁製品の輸出状況(暦年)

(単位:ト、百万円)

	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年	
	輸出量	輸出額	輸出量	輸出額	輸出量	輸出額	輸出量	輸出額
オレンジ	143	39	518	126	1,147	280	2,680	508
グレープフルーツ	244	156	273	173	226	147	227	149
その他柑橘類	559	934	702	1,174	796	1,399	677	1,255
パイナップル	0	0	4	3	4	4	3	1
ぶどう	152	36	45	21	42	19	163	114
りんご	1,280	354	1,273	360	1,540	448	2,100	633
その他	2,186	515	2,849	752	3,675	1,060	5,842	1,555
合計	4,564	2,034	5,663	2,609	7,431	3,357	11,692	4,215

(注) 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(出所) 財務省「通関統計」

4 清涼飲料の生産及び販売の動向

1) 品目別生産量及び生産金額

令和2年(暦年)の我が国における直接飲用の清涼飲料全体の生産数量及び生産者販売金額について、(一社)全国清涼飲料連合会調べによれば、次表のとおり、それぞれ前年比4.9%減の2,158万kl及び7.3%減の3兆7,978億円と、コロナ禍の影響を大きく受けた。

生産数量でみると、ミネラルウォーターは5.5%増、野菜飲料は1.2%増であったが、その他の種類の飲料は減少し、なかでも果実飲料等は12.9%減少した。

果実飲料等についてみると、生産数量は前年比12.9%減の140万kl、生産者販売金額は11.9%減の2,862億円、また、果汁100%の果実ジュースについては、生産数量は12.1%減の38万klで、

生産者販売金額では前年比 12.7%減の 924 億円であった。

一方、令和 2 年のℓ当たりの平均価格を試算してみると、野菜飲料が 277 円、次いでコーヒー飲料が 269 円、スポーツ飲料等が 227 円、果実飲料等が 204 円（果汁 100%の果実ジュースでは、246 円）、炭酸飲料が 191 円となっている。

令和 2 年(暦年)における清涼飲料の生産数量及び生産者販売金額

(単位：上段は生産数量 千ℓ、下段は生産者販売金額 億円)

品 目	平成 30 年		令和元年 A		令和 2 年 B		B/A (%)	令和 2 年のℓ当たり平均価格 (円)
	実績	シェア	実績	シェア	実績	シェア		
清涼飲料全体	22,746	100.0	22,684	100.0	21,577	100.0	95.1	176
	40,504	100.0	40,985	100.0	37,977	100.0	92.7	
紅茶・茶系飲料	6,592	29.0	6,737	29.7	6,349	29.4	94.2	149
	9,923	24.5	10,247	25.0	9,454	24.9	92.3	
炭酸飲料	3,999	17.6	3,960	17.5	3,749	17.4	94.7	191
	7,476	18.5	7,520	18.3	7,148	18.8	95.1	
コーヒー飲料	3,284	14.4	3,312	14.6	3,040	14.1	91.8	269
	9,230	22.8	9,049	22.1	8,168	21.5	90.3	
ミネラルウォーター類 (国産)	3,658	16.1	3,640	16.0	3,842	17.8	105.5	80
	2,930	7.2	3,204	7.8	3,058	8.1	95.4	
果実飲料等	1,696	7.5	1,608	7.1	1,400	6.5	87.1	204
	3,264	8.1	3,249	7.9	2,862	7.5	88.1	
果実ジュース (果汁 100%)	406	1.8	428	1.9	376	1.7	87.9	246
	861	2.1	1,059	2.6	924	2.4	87.3	
スポーツ飲料等	1,497	6.6	1,422	6.3	1,270	5.9	89.3	227
	3,066	7.6	3,157	7.7	2,879	7.6	91.2	
野菜飲料	628	2.8	584	2.6	591	2.7	101.2	277
	1,671	4.1	1,606	3.9	1,635	4.3	101.8	

(出所) 一般社団法人全国清涼飲料連合会調べ

なお、果実ジュースのℓ当たりの平成 20 年以降の平均価格の推移をみると、平成 20 年が 233 円、21 年が 226 円、22 年が 218 円、23 年が 215 円、24 年は 224 円、25 年が 218 円、26 年が 227 円、27 年が 231 円、28 年が 214 円、29 年が 220 円、30 年が 212 円、令和元年が 247 円、令和 2 年が 246 円となっている。

2) 品目別容器別生産量

令和 2 年(暦年)の清涼飲料全体の容器別生産状況(容量ベース、以下同じ。)をみると、次表のとおり、PET ボトルが 76.0% (12 年前の平成 20 年は 63.3%) を占めている。

特に、PET ボトルでは紅茶・茶系飲料が 93.9%、ミネラルウォーター類が 92.1%、スポーツ飲料等が 92.0%を占めている一方、SOT 缶ではコーヒー飲料が 30.3%を、紙容器では果実飲料等のうちの果実ジュースが 70.9%、野菜飲料が 62.1%を占めている。

清涼飲料の品目別容器別生産量シェア（令和２年）

（単位：容量ベース％）

品目	合計	SOT 缶	ボトル缶	びん	PET	紙容器	その他
清涼飲料全体	100.0	8.2	2.9	0.9	76.0	8.5	3.4
紅茶・茶系飲料	100.0	0.8	0.6	0.1	93.9	4.5	0.1
炭酸飲料	100.0	16.7	1.9	4.1	77.3	0.0	0.0
コーヒー飲料	100.0	30.3	14.8	0.1	47.0	4.0	3.7
ミネラルウォーター類	100.0	0.0	0.0	0.1	92.1	0.0	7.8
スポーツ飲料等	100.0	1.3	0.6	0.1	92.0	0.1	6.0
果実飲料等	100.0	4.8	2.8	2.5	54.9	32.3	2.6
果実ジュース	100.0	10.6	0.0	3.0	14.5	70.9	1.1
野菜飲料	100.0	9.2	0.0	0.0	28.5	62.1	0.2

（出所）一般社団法人全国清涼飲料連合会調べ

果実飲料等における容器別生産量の推移についてみると、次表のとおり、PET ボトルが平成 20 年の 45.7％に比べると増加しているが、近年は、平成 28 年 61.6％、29 年 57.4％、30 年 56.1％、令和元年 55.2％、令和 2 年 54.9％と少しずつ減少に転じ、一方で、紙容器が平成 20 年の 36.7％から一時は減少傾向であったが、近年は平成 28 年 26.4％、29 年 29.3％、30 年 31.9％、令和元年 31.7％、令和 2 年 32.3％と増加傾向に転じている。

果実飲料等の容器別出荷量シェアの推移

（単位：容量ベース％）

暦年	品目	合計	SOT 缶	ボトル缶	びん	PET	紙容器	その他
平成 20 年	果実飲料等	100.0	9.8	5.1	2.3	45.7	36.7	0.4
	うち果実ジュース	100.0	11.3	0.2	1.6	24.8	62.0	0.1
平成 30 年	果実飲料等	100.0	6.1	1.7	2.2	56.1	31.9	2.0
	うち果実ジュース	100.0	11.9	0.0	2.1	16.7	68.8	0.5
令和 元年	果実飲料等	100.0	5.5	2.9	2.4	55.2	31.7	2.3
	うち果実ジュース	100.0	11.7	0.0	2.3	17.1	68.3	0.6
令和 2 年	果実飲料等	100.0	4.8	2.8	2.5	54.9	32.3	2.6
	うち果実ジュース	100.0	10.6	0.0	3.0	14.5	70.9	1.1

（出所）一般社団法人全国清涼飲料連合会調べ

5 果実飲料を含む果実類の自給率及び消費の動向

1) 自給率

農林水産省が令和 2 年 8 月に公表した「令和元年度食料需給表」によれば、次表のとおり、令和元年度の総合食料自給率（概算）は、カロリーベースでは 1 割増の 38％、生産額ベースでは前年同の 66％となっている。

このような状況の中で、果実類（果汁等の加工品を含む。）の自給率（重量ベース）をみると、国内果実生産で大きなシェアを占めている「みかん」は前年度から 1 割減の 99％、「りんご」は 4 割減の 56％であった。果実全体では前年度同の 38％であった。

我が国の食料自給率の推移

(単位：%)

項目	年度								
	昭和 40	50	60	平成 7	27	28	29	30	令和 元 ^{※1}
総合食料自給率									
カロリーベース	73	54	53	43	39	38	38	37	38
生産額ベース	86	83	82	74	66	67	66	66	66
果実自給率 ^{※2}	90	84	77	49	41	41	40	38	38
みかん	109	102	106	102	100	100	100	100	99
りんご	102	100	97	62	59	60	57	60	56

(注) 1 令和元年年度の数值は概算

2 果実自給率は重量ベース

(出所) 農林水産省「食料需給表」

2)消費

【国民健康・栄養調査】

厚生労働省が令和2年12月に公表した「令和元年 国民健康・栄養調査」から果実類（果実ジュース等の加工品を含む。）の国民1人1日当たり摂取量を見ると、果実類の摂取量のピークであった平成17年に比べて令和元年は総数において23.3%減で、かつ、全ての階層において減少している。また、平成30年に比べて令和元年は総数において0.3%の微減であった。

国民健康・栄養調査にみる果実類の摂取量推移（1人1日当たり）

(単位：g、%)

年	年齢	年齢												
		総数	1～6	7～14	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70歳以上	70～79	80歳以上	20歳以上
総数	平成17年	125.7	119.4	119.8	113.3	83.0	70.6	86.1	137.3	170.8	169.6			127.4
	平成27年	107.6	94.5	80.9	81.5	61.5	56.2	68.2	91.2	145.9	163.8			112.3
	平成28年	98.9	98.7	77.8	72.4	57.6	49.3	59.6	84.4	126.2	153.5			102.2
	平成29年	105.0	86.3	91.5	79.5	64.8	52.1	62.2	79.3	130.9		170.9	157.9	108.7
	平成30年	96.7	90.5	72.8	62.1	49.9	54.9	54.8	73.3	126.0		158.8	150.1	100.9
	令和元年	96.4	93.2	73.9	66.3	46.9	43.9	55.2	70.6	118.6		159.4	141.7	100.2
	令和元/ 平成17	76.7	78.1	61.7	58.5	56.5	62.2	64.1	51.4	69.4				78.6
	令和元/ 平成30	99.7	103.0	101.5	106.8	94.0	80.0	100.7	96.3	94.1				99.3

(出所) 厚生労働省「国民健康・栄養調査」

【家計調査】

総務省統計局の「家計調査」から令和2年（暦年）の清涼飲料類の一世帯当たり（2人以上の世帯）の品目別年間支出額をみると、果実・野菜ジュースは、4年前の平成28年比では4.3%減、前年比では3.5%減となっている。

清涼飲料類の一世帯当たりの年間支出金額（2人以上の世帯）

（単位：円、％）

年	品目 炭酸飲料	果実・野菜 ジュース	コーヒー 飲料	茶飲料	ミネラル ウォーター	乳酸菌 飲料	乳飲料
平成28年	4,961	7,919	4,451	6,633	3,345	4,080	1,640
平成29年	5,107	7,820	4,427	6,631	3,350	4,129	1,765
平成30年	5,457	7,779	4,590	7,173	3,435	3,949	1,947
令和元年	5,712	7,860	5,002	7,846	3,574	3,991	2,362
令和2年	6,649	7,581	4,797	7,676	3,757	4,209	2,424
令和2/ 平成28	134.0	95.7	107.8	115.7	112.3	103.2	147.8
令和2/ 平成元	116.4	96.5	95.9	97.8	105.1	105.5	102.6

（出所）総務省統計局「家計調査」

6 直接飲料用果実飲料のJAS格付実績

令和2年（暦年）のJAS格付実績について、JAS認証工場からの格付報告（本会及び一般財団法人日本清涼飲料検査協会の合計）によれば、次表のとおり、直接飲用果実飲料の全体では12万9,917klと前年比15.9%減、ピーク時であった平成元年の186万7,275klの7.0%の状況となった。なお、本会のJAS格付量は前年比11.6%減となり、令和元年の2機関合計における本会のシェアは、前年の66.7%から70.1%になった。

直接飲料用果実飲料のJAS格付実績（暦年ベース）

（単位：kl、％）

種 類	平成30年	令和元年 A	令和2年 B	変化率 B/A
全 体	161,334	154,554	129,917	84.1
	115,276	103,076	91,104	88.4
うち、果実ジュース （果汁100%）	59,560	52,674	45,015	85.5
	58,078	51,100	44,097	86.3
果汁入り飲料 （果汁50%以上100%未満）	394	320	244	76.3
	299	266	244	91.7
果汁入り飲料 （果汁10%以上50%未満）	80,749	82,903	67,084	80.9
	36,268	33,053	29,189	88.3
果汁入り飲料 （果肉入り）	7,829	7,334	6,290	85.8
	7,829	7,334	6,290	85.8
果汁入り飲料（乳・野菜等）及び 果実・野菜ミックスジュース	1,497	1,404	1,298	92.5
	1,497	1,404	1,298	92.5
本会のシェア	71.5	66.7	70.1	

（注）1. 検査時点ベース

2. 上段は、本会と（一財）日本清涼飲料検査協会との合計値、下段は本会のみ。

（出所）（一社）日本果汁協会調べ

Ⅲ 事業別事業報告

令和 2 年度事業の実施に当たっては、「公益目的支出計画」を踏まえた事業計画に基づき、「研究調査・啓発普及等事業」としての科学技術的な研究調査、国内外の需給事情等に関する情報収集及び提供、適正表示に関する啓発普及、果実飲料容器の散乱防止及びリサイクル等環境保護に関する啓発普及等を、また、「認証・検査等事業」としての果汁及び果実飲料に関する製造事業者等の認証、検査及びその証明等を次のとおり実施した。

1 研究調査・啓発普及等事業

1) 果汁技術研究発表会の開催

果汁・果実飲料の品質向上、機能性の普及啓発等に資するため、昭和 32 年から開催してきた果汁技術研究発表会は、平成 2 年度についてはコロナ禍のため開催を中止させていただいた。

なお、果汁協会報において、60 年以上にわたる同発表会の経緯、果汁技術研究の変遷等を掲載した。

2) 研修会の開催

本会の会員・認証工場等の担当者を対象に、「今後の食品表示制度のあり方」、「食品添加物の表示制度について」、及び「果実飲料の表示」を演題とした研修会を令和 3 年 2 月 10 日に開催する予定であったが、コロナ禍で緊急事態宣言発令中であったことから開催を中止した。

なお、同研修会で予定していた「果実飲料の表示」の講義資料は、果汁協会報に掲載した。

3) 調査情報収集等の実施

(1) 果実・果汁関係情報・資料の収集・整備

国内外における果実・果汁に関する生産・流通・加工・消費及び貿易状況、果汁に関する新技術の開発状況、果汁と健康増進に関する研究成果等に関する情報・資料について、関係審議会の傍聴、各種専門誌（紙）やインターネット、その他の刊行物のほか、行政当局・試験研究機関・関係団体等からの収集・整理に努めるとともに、これらの収集・整理したもののうち、会員や関係各方面に提供すべきものについては、「果汁協会報」（月刊）や「果汁関係資料」（年刊）等を通じて提供した。

(2) 関係行政機関等からの周知依頼への協力

関係行政機関からの周知依頼案件については積極的に対応することとしており、令和元年度における主な周知依頼案件は、次のとおりである。

【周知依頼のあった主な案件】

周知依頼案件	依頼元
食品業界の信頼性向上のための取組状況結果について	農林水産省食料産業局食品製造課食品企業行動室（令和 3 年 3 月 15 日付け） （果汁協会報 No751（2021 年 3 月号）で周知）

4) 「果汁に関する残留農薬等推奨分析試験項目」(自主規格基準)の改訂

「改正食品衛生法」(平成 15 年法律第 55 号)に基づき、食品中の残留する農薬等(以下「残留農薬等」という。)に対する、いわゆる「ポジティブリスト制度」が平成 18 年 5 月 29 日から施行されている。

同制度の施行に伴い、果汁業界では、果汁中の残留農薬等に対して従来にも増して的確に対応する必要が生じ、また、業界外からの農薬等の過度な分析試験の要求に伴う経費的・時間的負担が懸念されたことから、本会では、「一般社団法人日本果汁協会 残留農薬等対応規程」(平成 18 年 3 月 24 日開催の「平成 17 年度第 3 回理事会・評議員会」承認;最終改正平成 26 年 3 月 26 日)を制定し、同規程に基づく農薬等の使用実態を踏まえた「果汁に関する残留農薬等推奨分析試験項目」(平成 18 年 5 月 24 日開催の「平成 18 年度第 1 回理事会・評議員会」承認)を設定した。

この推奨分析試験項目は、その後、国内外における農薬等の使用実態を踏まえて毎年改訂を行ってきており、令和 2 年度においても改訂(令和 2 年 9 月)した。

5) 技術書の作成・配付

(1) 「果実及び果汁の農薬等残留基準」(令和 2 年版)

平成 18 年 5 月 29 日から施行された残留農薬等ポジティブリスト制度への的確な対応を図るため、平成 18 年 4 月に「果実及び果汁の農薬等残留基準」(初版)を作成し、その後、食品衛生法に基づく「食品、添加物等の規格基準」(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)が数次にわたり改正されてきていること等から、その改訂版を毎年作成している。

「令和 2 年版」については令和 2 年 6 月 1 日付けで作成・配付(会員及び各委員等に各 1 部を無料配布し、追加配布を希望する会員及び非会員等には有料配布)を行った。

(2) 「果汁に関する残留農薬等対応マニュアル」(令和 2 年版)

上記 4) で改訂された「果汁に関する残留農薬等推奨分析試験項目」を盛り込んだ標記マニュアルを作成し、会員、その他関係各方面に無料配布し、周知を図った。

6) 情報の提供

(1) 「果汁協会報」(月刊)

上記 3) の調査情報収集等の実施において得られた各種情報・資料のうち、会員又は認証工場等に周知することが適切と判断されたものについては、毎月 25 日付けで発行の本会の機関誌「果汁協会報」(月刊:印刷部数 340 部)に掲載した。

この「果汁協会報」は、会員、認証工場、関係省庁及び関係業界紙に対しては無料で、非会員からの希望に対しては有料で配布を行っている。

(2) 「果汁関係資料」(年刊)

果実飲料の生産状況、JAS 格付の状況、国内外における果実・果汁の生産・流通動向等のデー

タを収集・整理した「果汁関係資料（2020年版）」(年刊：印刷部数170部)を発刊（令和2年11月）した。

この「果汁関係資料」は、会員に対しては無料で、非会員からの希望に対しては、有料で配布を行っている。

(3) FAX・E-メール等

会員等に対する当該情報を迅速かつタイムリーに提供するため、「果汁協会報」による情報提供では時間的に遅すぎると思われるものについては、その都度、FAXやE-メール又は郵送による情報提供を行った。

7) 果汁・果実飲料の啓発普及

(1) 表示無料相談の受付け

果汁・果実飲料の表示に関する相談や問合せが日々、会員はもちろん、会員以外の事業者や一般消費者からも寄せられており、これらの相談者や問合せ者に対して食品表示法及び果実飲料公正競争規約等を踏まえて、無料で懇切丁寧に対応した。

令和2年度に本会の事務局本部が受けた表示相談・問合せの受付件数は、会員から755件、会員以外から315件、行政から38件及び消費者から12件の合計1,120件であった。令和2年度は、原料原産地表示に関する相談など、コロナ禍にも関わらず通常年度と同程度の相談が寄せられ、対応した。

(2) ホームページによる果実飲料の啓発普及

技術委員会での検討を経て、平成27年4月に本会ホームページに掲載した「知っていますか？果実飲料のQ&A」により、果実飲料の安全・安心をアピールした。

8) 委員会の開催

次のとおり委員会を開催し、当該議題についての審議・検討を行った。

(1) 企画委員会

	日 時	場 所	議 題
第1回	令和2年 5月	(コロナ禍で書 面委員会)	1 「令和2年度第1回理事会・参与会」(書面にて5月に開催) への提出議案について 2 その他
第2回	令和3年 3月3日	本会会議室 (WEB出席併用)	1 「令和2年度第3回理事会・参与会」への提出議案について 2 その他

(2) 技術委員会、りんご搾汁委員会、かんきつ搾汁委員会及び輸入果汁委員会

コロナ禍の状況から、標記の4つの委員会は開催しなかったが、「果汁に関する残留農薬等推奨分析試験項目」に関する書面審議を行い、「果汁に関する残留農薬等対応マニュアル」を令和2年9月に作成した。

(3) 果汁研究委員会

令和2年4月に書面にて委員長・副委員長会議を開催し、第63回果汁技術研究発表会に向けての検討を開始したが、コロナ禍での緊急事態宣言を受け、第63回の発表会の中止を令和2年5月に決定したことから、5月以降は果汁研究委員会等を開催しなかった。

	日 時	場 所	議 題
委員長・副委員長会議)	令和2年 4月	(コロナ禍で書 面委員会)	1 果汁研究委員会の運営体制について 2 令和2年度果汁技術研究発表会のメインテーマについて 3 特別講演の分野と依頼する演者の候補について 4 その他

2 認証・検査等事業

1) JAS関係業務の実施

(1) JAS 認証工場の認証審査

JAS 法に基づく登録認証機関である本会が令和2年度中に新たに認証した事業者数は1工場、廃止した事業者数は2工場であり、令和2年度末時点の認証事業者数は73（前年度末時点：74）工場であった。

(2) JAS 認証工場の認証後の確認調査及び市販品買上げ検査

本会の認証事業者は、本会の認証業務規程に基づき、“1年半以内に1回”（ただし、有機果実飲料については“1年以内に1回”）の認証後の確認調査を受けなければならないこととなっている。

令和2年度において認証後の確認調査を実施した工場数は37工場（うち、有機果実飲料2工場）で、いずれの認証工場も問題点は認められなかった。また、当該工場（有機果実飲料を除く。）において製造販売され、市販されているJAS格付品を買上げて検査を行ったところ、いずれの製品についても規格を満たしていることが確認された。

(3) JAS 製品の依頼検査

本会では、本会と認証事業者（いわゆる「B認証工場」、有機果実飲料を除く。）との契約に基づき、当該製品が「果実飲料の日本農林規格」に規定する検査項目の基準を満たしているか否かについての依頼検査を15日荷口毎に行っている。

果実飲料の用途別 JAS 依頼検査実績（本会分：検査時点ベース）

用途別	年度	件数	数量	金額(千円)
原料用(t)	平成30年度	295	8,510	4,479
	令和元年度	265	6,010	4,004
	令和2年度	220	6,907	3,588
	2年度/元年度(%)	83	115	90
直接飲用(kℓ)	平成30年度	1,815	114,461	23,890
	令和元年度	1,587	99,305	20,713
	令和2年度	1,337	87,733	18,142
	2年度/元年度(%)	84	88	88
希釈飲用(kℓ)	平成30年度	44	139	226
	令和元年度	30	132	163
	令和2年度	28	105	144
	2年度/元年度(%)	93	80	88
合計	平成30年度	2,154		28,865
	令和元年度	1,882	—	24,880
	令和2年度	1,585	—	21,874
	2年度/元年度(%)	84	—	88

令和2年度における検査時点ベースの依頼検査状況は、上表のとおり、合計件数で1,585（前年度：1,882）件、合計金額で2,187（前年度：2,488）万円で、検査の結果、いずれも基準値を満たしていた。また、これを品種別にみると、次表のとおりであった。

果実飲料の品種別 JAS 格付実績（本会分：検査時点ベース）

品 種	令和元年度			令和2年度			変化率（%）		
	原料用 （t） A	直接飲用 （kℓ） B	希釈飲用 （kℓ） C	原料用 （t） A`	直接飲用 （kℓ） B`	希釈飲用 （kℓ） C`	A`/A	B`/B	C`/C
合 計	6,010	99,305	132	6,907	87,733	105	115	88	80
うち、うんしゅうみかん	1,094	2,153	0	1,511	2,157	0	138	100	0
かんきつ混合	0	1,807	15	3	1,290	15	0	71	100
なつみかん	24	82	0	31	65	0	129	79	0
グレープフルーツ	0	1,720	0	0	695	0	0	40	0
レモン	0	15,639	0	0	17,312	0	0	111	0
いよかん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
はっさく	49	0	0	44	0	0	90	0	0
オレンジ	0	8,372	0	3	5,319	0	0	64	0
りんご	4,544	39,718	15	5,054	34,500	15	111	87	100
ぶどう	7	5,187	12	3	4,703	15	43	91	125
もも	75	7,016	15	52	6,418	15	69	91	100
うめ	121	111	66	104	116	37	86	105	56
パイナップル	97	3,487	9	102	2,457	9	105	70	100
混合果実	0	1,395	0	0	1,218	0	0	87	0
オレンジ混合	0	11,284	0	0	10,686	0	0	95	0
マンゴウ	0	390	0	0	202	0	0	52	0

(4) JAS 製品の表示包装等審査登録

本会では、本会と認証事業者との契約に基づき、果実飲料の JAS 表示包装等の審査登録を行っている。令和2年度の表示包装等審査登録における新たな登録は8（前年度：14）件であった。

(5) JAS 認証工場品質管理責任者等専門講習会

本講習会は、従来から果実飲料等関係登録認証機関3団体（一般財団法人日本清涼飲料検査協会、一般財団法人食品環境検査協会及び本会）の共催で、年1回実施してきている。

令和2年度は、令和3年1月21～22日の2日間にわたってWEBセミナー形式により開催（プログラムは巻末の参考資料参照）した。合計受講者数は39（前年度：46）名で、そのうち本会を通じての受講者は20（前年度：22）名であり、全課程修了者に対して修了証を手交した。

2) 一般依頼検査等の実施

(1) 一般依頼検査

令和元年度の果実飲料の JAS 検査項目（旧検査項目を含む。）に関する一般依頼検査件数は、42（前年度：255）件であった。

(2) シイクワシャー果汁識別依頼検査

沖縄特産のミカン類の一種であるシイクワシャー（別名：ヒラミレモン）の果汁には健康機能性成分の一種であるノビレチンが多く含まれていることから、近年、消費者の人気の高まってきている中であって、トウキンカン類の一種であるカラマンシーの果汁そのものを、あるいはシイ

クワシャー果汁にカラマンシー果汁を混入して「シイクワシャー果汁」と称して販売されている例が見受けられた。

このため、平成 15 年 4 月、公正取引委員会と内閣府沖縄総合事務局では、一般消費者に「シイクワシャー果汁」と称して国内販売されている商品の実態調査を行った結果を踏まえて、沖縄県内の果実飲料製造業者 7 社に対して「景品表示法」(昭和 37 年法律第 134 号)の規定に違反するとして排除命令を発した。

このような中で、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹茶業研究部門、学校法人中村学園及び沖縄県農業協同組合の 3 者は、カラマンシー果汁には機能性成分のノビレチンが僅かしか含まれず、かつ、カラマンシー果汁に含まれるフロレチン配糖体がシイクワシャー果汁には全く含まれていない点に着目して、簡易識別法を開発した。本会では、この簡易識別法を開発した特許申請者 3 者との間で「特許権等実施契約書」を締結し、平成 16 年 9 月から依頼検査を開始した。令和 2 年度の簡易識別法による依頼検査は無かった(前年度：0 件)。

(3) 耐熱性好酸性菌 (TAB) 依頼検査

本会では、本会が平成 15 年 3 月に策定した「耐熱性好酸性菌統一検査法」による依頼検査を平成 17 年 4 月から受付けている。

令和 2 年度の依頼検査は 13 件(前年度：45 件)であり、そのうち、耐熱性好酸性菌 (TAB) 又は TAB のうちのグアイヤコール産生菌 (AAT) の存在が認められたのは、2 (前年度：1) 件であった。

3) 残留農薬等分析試験・証明業務の実施

平成 18 年 5 月から施行の残留農薬等に関する、いわゆるポジティブリスト制度への的確な対応を期するため、本会では、Ⅲの 1 の 4) で記載のとおり、主要果汁別・産地別に残留農薬等の推奨分析試験項目等を盛り込んだ「一般社団法人日本果汁協会 残留農薬等対応規程」(平成 18 年 3 月 24 日制定)を定めている。

この規程に基づいて、本会を通じて本会が指定する分析試験機関に分析試験を依頼した場合には、当該分析試験成績表に本会名の「残留農薬等推奨試験項目認定印」を押印して依頼者に発給している。令和 2 年度に本会を通じて分析試験の依頼のあった件数は、国産果汁 1 (前年度：国産果汁 1) 件であった。

4) 検査員の外部研修等の実施

本会では、検査所の検査員の知識・技術力の向上を図るため、従来から外部研修会・講習会等への参加に力を注いできており、令和 2 年度には次の研修会・講習会等に参加した。

検査員の主な研修会・講習会等への参加状況

研修会・講習会名	日数	参加者数	主催者
食品衛生法概論(WE Bセミナー)	1	1	(一財)日本食品分析センター
登録認証機関向け研修(WE Bセミナー)	1	1	(一社)日本規格協会
J A S 品質管理責任者等専門講習会	2	2	本会 (一財)日本清涼飲料検査協会 (一財)食品環境検査協会

IV 主な関係団体との連携

次の主な関係団体との間において密接な連携を図った。

1 研究調査・啓発普及等事業関係

1) 果実飲料公正取引協議会

本会は、果実飲料の公正な取引の推進を目的に、公正取引委員会（現在は、消費者庁所管）の認可を得て設立された同協議会の正会員として、同協議会が開催する諸会議に参加し、意見を述べるとともに、同協議会を通じて各種資料・情報の収集に努めた。

2) 飲料用紙容器リサイクル推進協議会

本会は、「容器包装リサイクル法」（平成7年法律第112号）の趣旨を受けて、飲料用紙容器（いわゆる「紙パック」）の回収・リサイクル促進を目的に設立された同協議会（事務局：全国牛乳容器環境協議会）の正会員として、同協議会が開催する諸会議に出席し意見を述べるとともに、同協議会を通じて各種資料・情報の収集に努め、また、同協議会が開催する諸行事に参加した。

また、同協議会を含む容器包装リサイクル関係6団体を構成員とする「3R連絡協議会」による共同事業に要する経費を負担した。

3) PETボトルリサイクル推進協議会

本会は、「容器包装リサイクル法」（平成7年法律第112号）の趣旨を受けて、食品用ペットボトルの回収・リサイクル推進のための調査研究や指導・建議等を目的に設置された同協議会（事務局：PETボトル協議会）の正会員として、同協議会が開催する諸会議に出席し意見を述べるとともに、同協議会を通じて各種資料・情報の収集に努め、また、同協議会が開催する諸行事に参加した。

4) 公益社団法人食品容器環境美化協会

本会は、飲料用容器のポイ捨て等による散乱防止の推進等を目的に設立された同協会の正会員として、同協会が開催する諸会議に出席し意見を述べるとともに、同協議会を通じて各種資料・情報の収集に努め、また、同協会が開催する諸行事に参加した。

5) 一般財団法人食品産業センター

本会は、我が国の食品産業の健全な発展と新しい社会的問題に対応することを目的に設立された同センターの賛助会員として、同センターが開催する「食品産業連絡協議会」等に参加して意見を述べるとともに、同センターを通じて各種資料・情報の収集に努めた。

6) JETRO 農林水産情報研究会

本会は、(独)日本貿易振興機構(JETRO)が有する海外の農水産・食品関係の豊富な情報とノウハウを提供するために設置された同研究会(事務局：JETRO)の正会員として、同研究会を通じて海外の果実及び食品関係の各種資料・情報の収集に努めた。

2 認証・検査等事業関係

1) 一般社団法人日本農林規格協会（JAS 協会）

本会は、JAS 制度の普及・啓発推進を目的に設立された同協会の正会員として、同協会が開催する諸会議に出席して意見を述べるとともに、同協会を通じて JAS に関する各種資料・情報の収集に努めた。

2) 公益社団法人日本食品衛生協会

本会は、我が国の食品衛生の向上を目的に設立された同協会の特別会員として、同協会が開催する各種講習会、説明会等に出席して意見を述べるとともに、同協会を通じて各種資料・情報の収集に努めた。

V 理事会・参与会及び総会等の開催

1 理事会・参与会

1) 令和2年度第1回理事会・参与会

令和2年度第1回理事会・参与会を下記の議案について、定款第37条に基づいて書面により実施した(理事会の決議があったものと見なされた日は令和2年5月26日)。

【議案等】

第1号議案 第80回(令和2年度)通常総会の開催(6月18日)並びに提出議案に関する件

- 1 令和元年度事業報告に関する件(通常総会第1号議案)
- 2 令和元年度財務諸表に関する件(通常総会第2号議案)
- 3 令和2年度正会員会費に関する件(通常総会第3号議案)
- 4 役員を選任に関する件(通常総会第4号議案)
- 5 公益目的支出計画実施報告書に関する件(通常総会第5号議案)
- 6 その他報告事項

第2号議案 顧問・参与の選任に関する件(通常総会報告事項)

第3号議案 令和2年度各委員会の委員に関する件(通常総会報告事項)

第4号議案 会員の入会に関する件(通常総会報告事項)

2) 令和2年度第2回理事会・参与会

令和2年度第2回理事会・参与会を下記の議案について、定款第37条に基づいて書面により実施した(理事会の決議があったものと見なされた日は令和2年6月18日)。

【議案等】

第1号議案 会長理事、副会長理事及び専務理事の選定に関する件

第2号議案 副会長理事の順序に関する件

3) 令和2年度第3回理事会・参与会

令和3年3月17日、KKRホテル東京においてWEB出席も併用して、次の議案等について決議等を行った。

【議案等】

第1号議案 令和2年度事業等経過報告に関する件

- 1 主要事項に関する件
- 2 令和2年度収支見込に関する件

第2号議案 令和3年度事業計画(案)に関する件

第3号議案 令和3年度収支予算(案)に関する件

第4号議案 会員の入会に関する件

第5号議案 副会長理事の選定及び副会長理事の順序に関する件

第6号議案 参与の補欠選任に関する件

報告事項

- 1 会員の退会に関する件
- 2 理事の退任に関する件
- 3 令和3年度の正会員会費の積算等に関する件
- 3 当面の主要会議の日程等に関する件

2 総会

第80回（令和2年度）通常総会

令和2年6月18日、KKRホテル東京において、次の議案等について決議等を行った。

【議案等】

- 1 令和元年度事業報告に関する件
- 2 令和元年度財務諸表に関する件
- 3 令和2年度正会員会費に関する件
- 4 役員を選任に関する件
- 5 公益目的支出計画実施報告書に関する件

報告事項

- 1 令和2年度事業計画に関する件
- 2 令和2年度収支予算に関する件
- 3 顧問・参与の選任に関する件
- 4 令和2年度各委員会の委員に関する件
- 5 会員の入退会及び会員名の変更に関する件

付 属 明 細 書

令和2年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。